

議案第 83 号

伊賀市公民館条例の一部改正について

伊賀市公民館条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市公民館条例の一部を改正する条例

伊賀市公民館条例（平成16年伊賀市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。

名称 伊賀市中央公民館

位置 伊賀市上野丸之内500番地

2 伊賀市中央公民館（以下「中央公民館」という。）の事業の主たる対象となる区域は、市内全域とする。

第3条第1項中「公民館」を「中央公民館」に改め、同条第2項を削る。

第4条の前の見出し、同条及び第5条並びに第6条から第10条までを削る。

第11条の前の見出しを削り、同条中「公民館に」を「中央公民館に」に改め、同条を第4条とし、同条の前に見出しとして「(運営審議会)」を付する。

第12条を第5条とし、第13条を第6条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。